
WebEC電子証明書発行サービス ご利用の手引き

2021年9月30日

株式会社オーjis総研
WebEC電子証明書発行サービスLRAセンター

目次

I はじめに

1. 電子証明書とは
2. 電子証明書が採用される理由

II WebEC電子証明書発行サービスについて

1. WebEC電子証明書発行サービスとは
2. 電子証明書のライフサイクル

III WebEC電子証明書発行サービス申請について

1. 申請の流れ
2. フォームの入手
3. 入力項目の記入
 - (1) 申請フォームについて
 - (2) 各申請における確認／同意／提示項目
4. 規定等の確認
5. 申請書の提出

IV その他

1. 電子証明書の取り扱いについて
 - (1) 証明書の管理について
2. こんなときどうする
3. お問い合わせ先／各種資料

I. はじめに

1. 電子証明書とは

電子証明書とは、電子データの世界において利用者を証明するものです。一般的なログインアカウントによる認証では、流出等によりアカウント情報が特定された場合に悪用される危険があるため、より厳格に利用者を確認する必要があるシステムにおいて、電子証明書認証が採用されます。

2. 電子証明書が採用される理由

運営するサービスが、不特定多数により参照・操作されるのではなく、自らが許可した利用者によってのみ操作されるように制御する必要がある場合、一般的にはアカウント認証が多く用いられます。

しかし、インターネット技術の進歩によって、インターネット経路上の悪意のユーザによりアカウントが流出する危険は年々高まっており、より厳密に利用者を特定するために、アカウント認証に加えて電子証明書認証を採用するケースが増加しています。

身近な例としては国税電子申告・納税システムなどに電子証明書が利用されています。

電子証明書による認証を採用することにより、サービス提供側は利用者のデータや利用者を保護し、安全なサービス環境を提供することが可能となり、利用者は厳密に保護された信頼性のあるデータを参照・操作することが可能となります。

Ⅱ. WebEC電子証明書発行サービスについて

1. WebEC電子証明書発行サービスとは

オービス総研の提供するEDIサービスで利用するための電子証明書の発行・管理を行うサービスを用いて、WebECで利用される電子証明書の発行管理を行うサービスです。

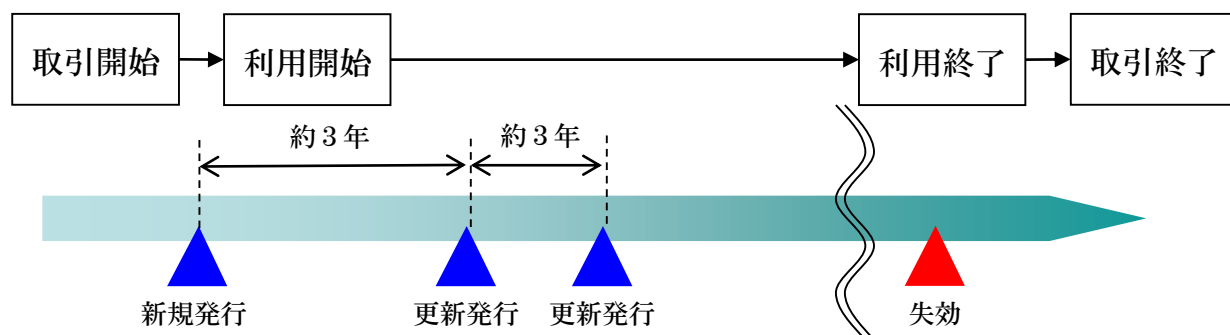
2. 電子証明書のライフサイクル

電子証明書は新規発行申請に従い発行処理を行い、指定されたメールアドレス宛に電子証明書発行通知および取得に必要なパスワードメールが送信されます。利用者様は受け取った発行通知とパスワードを使用して電子証明書導入を行います。

証明書は有効期限が設定されており、導入された電子証明書は有効期間内の利用が可能です。

電子証明書有効期限に至る前に新たな有効期間をもつ電子証明書が生成され、利用者様宛に初回同様発行通知および取得に必要なパスワードメールが送信されます。

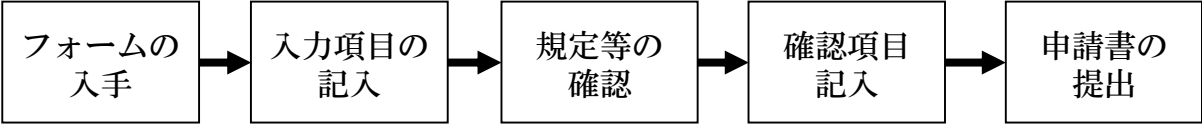
利用者様は取引終了までの期間、証明書発行／更新通知に従い、取得いただくことで、有効な証明書を維持することが可能となります。



Ⅲ. WebEC電子証明書発行サービス申請について

1. 申請の流れ

以下の流れで申請手続きを行います。



WebEC電子証明書発行サービスでは、以下の申請書をご提示いただく運用となります。

—WebEC電子証明書発行サービス申請書（新規発行/再発行/登録変更/解約）

申請種別	申請の概要
新規発行	EDIサービスを利用する個人が追加となる場合にご提出いただきます。
再発行	電子証明書の紛失等により電子証明書の再発行が必要となる場合にご提出いただきます。
登録内容変更	電子証明書発行時に提示いただいた情報が変更となる場合にご提出いただきます。 ※変更手続は申請後すぐに行いますが、電子証明書上は次に発行される分で申請内容が反映されます。 （現在ご利用分は有効期限までご利用いただけます。）
解約	担当者変更等により、今後、電子証明書を利用する必要がなくなった場合にご提出いただきます。

※再発行、担当変更、解約・失効における現在有効な証明書は指定がない場合、申請受領時に失効します。
担当交代等で一定期間現証明書を維持する必要がある場合は、
[現在お持ちの証明書の失効希望日]に申請日から1か月以内の日付を指定ください。

（改定前の申請書でご提出の場合は指定がないものとして対応いたします。）

Ⅲ. WebEC電子証明書発行サービス申請について(続き)

2. フォームの入手

以下のサイトに申請書フォームをご用意しております。

<https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/CA1> にて、下記をご参照ください。

ーWebEC電子証明書発行サービス申請書

3. 入力項目の記入

(1) 申請フォームについて

申請フォームは申請種別を限らず共通のフォームとなっております。
申請区分を選択いただくと、各入力欄のセルの背景色が以下の通り
切り替わります。

白色：入力対象（任意）

黄色：入力対象（必須）

灰色：入力不要

最初に申請種別を選択いただき、入力対象となる項目にご記入ください。

申請内容	必須	任意	備考
申請日	必須		申請書の提出日
○ 新規発行		必須	新たに証明書の発行を受ける場合
再発行		必須	紛失等により既存の証明書を再発行する場合
名称変更		必須	改姓名、連姓先変更など(担当書交代はない)
住所変更		必須	利用者が別の人物に交代する場合
解約・失効		必須	電子証明書の利用を終了する場合

本申請書の申請者(オフィスへ送付する人)	必須	任意	備考
正式社名(日本語)	必須		例 株式会社オーシ
所属(日本語)		必須	例 ○○部××課
氏名(日本語・ふりがな)		必須	例 あーじす たろう
氏名(日本語・漢字)		必須	例 欧計須 太郎
電話番号		必須	例 00-XXXX-XXXX
メールアドレス		必須	例 Ojisu.Taro@ex
利用者と関係		必須	例 申請者と利用者

電子証明書の利用者	必須	任意	備考
正式社名(日本語・かな)	必須		例 かぶしきがいし
正式社名(日本語・漢字)	必須		例 株式会社オーシ

Ⅲ. WebEC電子証明書発行サービス申請について(続き)

(2) 各申請における確認／同意／提示項目

各申請の種類における入力項目は以下の通りです。

	申請の種類				
	新規発行	再発行	登録変更	担当変更	解約・失効
確認／同意項目					
WebEC電子証明書発行サービスの利用規定 ^(※1) の確認と同意	○			○	
オーグス総研電子証明書発行サービス利用規定 ^(※2) の確認と合意	○			○	
証明書に利用者の情報が記載されることの確認と了承	○	○	○	○	
申請内容が正しいことの確認	○	○	○	○	○
発行済の不要な証明書を失効することの確認と了承		○	○	○	○
利用者はすでに利用資格がないことの確認と了承					○
提示いただく情報					
申請者に関する情報 [社名、氏名、電話番号、メールアドレス他]	○	○	○	○	○
利用者に関する情報 [社名(日本語、英語)、氏名(日本語、英語)、メールアドレス]	○	○			○
利用者に関する変更前(前任者)の申請情報 [社名(日本語、英語)、氏名(日本語、英語)、メールアドレス]			○	○	
利用者に関する変更後(後任者)の申請情報 [社名(日本語、英語)、氏名(日本語、英語)、メールアドレス]			○	○	

※1～2：ご確認いただく規定書類は申請書類の掲示サイトにてご確認いただけます。

4. 規定等の確認

ご確認いただく必要のある各種規定類は以下のサイトにご用意しております。
下記をご参照ください。

- WebEC電子証明書発行サービス利用規定
(<https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/CA1>)
- オーグス総研電子証明書発行サービス利用規定
(<https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/>)

Ⅲ. 電子証明書発行サービス申請について(続き)

5. 申請書の提出

電子証明書発行サービス申請書は、原則として申請者からオージス総研へ直接提出となります。申請社印(担当者印可)を押印の上、メールもしくは郵送でお送りください。確認が必要な事項が発生した場合は、個別に確認、対応させていただきます。

【メールの場合】

押印済み申請書をPDFファイルに変換し、「OGIS-LRA@eCubeNet.com」宛へお送りください。

【郵送の場合】

押印済原紙を下記送付先へ送付ください。

送付先

550-0023

大阪市西区千代崎3丁目南2-37 ICCビル

株式会社オージス総研

電子証明書発行サービスLRAセンター

イーキューブネット受付 宛

申請書の確認は繁忙期には時間がかかる場合がございますので、余裕を持ったスケジュールで申請手続きをお願いいたします。

押印のない電子証明書発行サービス申請書は受付できません。

IV. その他

1. 電子証明書の取り扱いについて

(1) 証明書の管理について

電子証明書は電子データの世界において利用者様を証明するためのものです。実世界における実印やパスポート同様の意味合いを持つものですので、証明書の申請時、ご利用にあたってはご利用者様にて適切に管理くださいますようお願いいたします。

電子証明書のお取り扱いの詳細は「電子証明書の取り扱い時の注意事項」をご参照ください。

2. こんなときどうする

電子証明書に関係する事象と電子証明書発行サービス申請書の提示要否、提示対象となる申請種別をまとめました。

以下に挙げられた事象に当てはまらないものやご不明な点などあれば、弊社コールセンターにお問い合わせください。

対象	事象	電子証明書発行サービス申請書	
		要否	必要となる申請種別
企業	弊社EDIサービスの利用に伴い、電子証明書の利用を開始したい	○	新規発行
	会社の社名が変更になった	○	登録変更
	弊社EDIサービスの利用終了に伴い、電子証明書が不要となった	○	解約
	事務所が移転となった	×	—
所属	担当所属が変わった	×	—
	担当所属の所属名が変更になった	×	—
	担当所属ごと転勤(勤務地変更)となった	×	—

(次ページに続く)

IV. その他（続き）

（前ページより）

対象	事象	電子証明書発行サービス申請書	
		要否	必要となる申請種別
ユーザ	利用ユーザを追加したい	○	新規発行
	利用者が電子証明書を紛失した	○	再発行
	担当者が結婚等により改姓／改名した	○	登録変更
	担当者が退職した	○	解約
	担当者が交代した	○	担当変更
	一部ユーザを削除したい	○	解約
	電子証明書更新案内メールを紛失した	×	—
	ユーザアカウント、パスワードを忘れた	×	—
	電子証明書がダウンロードできない	×	—

3. お問い合わせ先／各種資料

その他ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
オージス総研イーキューブネットサービス コールセンター
TEL：03-6712-1274（東京）／06-6582-3565（大阪）
E-Mail：support@ecubenet.com

電子証明書発行サービスに関する各種資料は以下のサイトにご用意しております。
<https://universe.eCubeNet.com/ogis-lra/>